

# 令和2年度 喀痰吸引等研修「医療的ケアコース（第1号研修・第2号研修）」実施要項

## 1 目的

特別養護老人ホームや障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

## 2 対象となる行為

- ①口腔内のたんの吸引
- ②鼻腔内のたんの吸引
- ③気管カニューレ内部のたんの吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤鼻腔経管栄養

## 3 対象者

- ・実務者研修修了者（第2号研修）
- ・平成27年度以降 介護福祉士資格取得者
- ・喀痰吸引等研修 基本研修の修了者  
であり、次の施設・事業所で介護職員等として従事している方  
(高齢) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護指定事業所、認知症高齢者グループホーム等  
(障害) 障害者支援施設、生活介護事業所、短期入所事業所、福祉型障害児入所施設、障害児通所支援事業所

## 4 開催日

- (講義・演習) A: 令和2年7月27日(月)～令和2年7月28日(火) 計2日  
B: 令和2年8月3日(月)～令和2年8月4日(火) 計2日  
※A・Bの日程は、こちらが指定しますので、どちらになっても受講できるよう調整のうえご応募ください。
- (実地研修) 上記2日間の演習を修了した翌日から約6ヶ月間  
※やむを得ず延長が認められる場合はさらに: 6ヶ月間(トータル12ヶ月間)  
※詳細な日時は、受講決定時にお知らせします。

## 5 定員

〔定員〕A・Bともに 各3名(合計: 法人外部 2名、法人内部 4名)

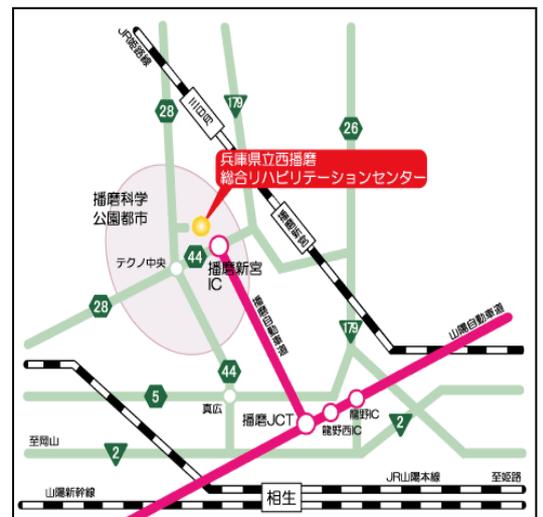
## 6 研修会場

兵庫県社会福祉事業団 西播磨総合リハビリテーションセンター  
研修交流センター1階 交流ホール

〒679-5165 兵庫県たつの市新宮町光都1丁目7番1号

### ◆アクセス◆

- JR相生駅から  
バスで約30分  
(神姫バスSpring-8行き、西播磨総合リハビリテーションセンター前下車)  
車で約20分
- JR播磨新宮駅から  
バスで約26分  
(神姫バス粒子線医療センター行き、西播磨総合リハビリテーションセンター前下車)
- 山陽自動車道播磨ジャンクションから  
播磨自動車道へ直結、播磨新宮ICから約6分



## 7 受講料等(受講決定者のみ)

- ・受講料 22,000円 (テキスト代・賠償責任保険料含む)  
※納入方法については受講決定者に対して別途通知します。

## 8 申込方法

- ・郵送又は持参にて受付) ※FAX・メールでの申込みはできません。

### 〔提出書類〕

	提出書類物	内 容	対象者
①	研修申込書 「様式①～⑤」	申込者1名につき1部作成 ダウンロードしてパソコン作成又は印刷して手書き作成したもののいずれか1部を提出する ※いずれも代表者及び所属長の要押印 ※白黒印刷で可	全員
②	受講可否 返信用封筒	『研修申込書』1部につき 『返信用封筒』1枚 長型3号(120mm×235mm)に94円切手を貼り付け、表面に以下の(1)～(3)の内容を明記して提出する(裏面は何も記入しない) (1) 返信先の住所・法人名・事業所名・宛先名 (2) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">介護職員等によるたんの吸引等の研修 受講可否返信用</span> ( <input type="checkbox"/> 内 赤色で記載 ) (3) 申込者氏名 (必ず記載する) 例(申込者 OO OO)	全員
③	喀痰吸引等研修 基本研修を修了 していることを 確認できる書類	○喀痰吸引等研修基本研修修了証明書 ○医療的ケア基本研修修了証明書(実務者研修修了者・介護福祉士養成校卒業生)	全員

### 〔申込宛先〕

〒679-5165 たつの市新宮町光都1丁目7番1号 西播磨総合リハビリテーションセンター 地域支援・研修交流課 北川・木村 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">介護職員等によるたんの吸引等の研修 申込書在中</span> ( <input type="checkbox"/> 内 赤色で記載 )
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 9 申込期間

研修申込受付日時
令和2年5月25日(月) ～ 6月26日(金) (必着)

## 10 受講決定

- ・申込者が定員を上回った場合は、申込締切り後に受講者の選考を行います。**先着順ではありません。**
- ・受講の可否の連絡は、申込者全員に受講可否返信用封筒を使用し、通知します。

## 11 留意事項

- ①実地研修の行為については、たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内)、経管栄養(胃ろう又は腸ろう)(滴下・半固形化栄養剤)、経鼻経管栄養)の行為のうちから、申込時点で、**自施設で実際に実施する行為を選択してください。**  
※平成27年4月1日の改正により、第一号と第二号研修の区分見直しが行われました。  
第一号研修は、すべての喀痰吸引等の行為を実施し、第二号研修は、対象となる喀痰吸引等の各行為を実施することになります。
- ②実地研修は、**自施設において指導看護師の指導のもとに①で選択した行為について研修**を行います。原則として、自施設で実地研修を行います。
- ③現在、たんの吸引などが必要となる対象者が予定されていない方は、申込できません。  
また、一事業所から**複数名受講を希望する場合、対象者も複数名必要**となりますので、申込時点で実地研修に備えておいてください。
- ④指導看護師(下記「12」のとおり)は各施設の責任で確保してください。

## 12 指導看護師

- ① 所定の講習会【※(1)又は(2)】を修了した**自施設所属の看護師が、実地研修の指導・評価を行ってください。**
- ②自施設で指導看護師を確保できない場合は、所定の講習会【※(1)又は(2)】を修了した看護師を法人内の他施設から派遣により確保の上、**自施設において指導・評価を受けてください(派遣看護師の所属施設での指導・評価は不可)**

- ③上記①又は②によっても指導看護師が確保できない場合は、自施設所属看護師又は派遣を受ける予定の看護師が、兵庫県看護協会が実施する指導者講習会又は、医療的ケア教員講習会に必ず受講申し込みを行ってください。

### **※所定の講習会（1）兵庫県看護協会が実施する指導者講習会 （2）医療的ケア教員講習会**

※准看護師の受講は不可です。

※兵庫県看護協会が実施する指導者講習会については、兵庫県のホームページにて確認ができます。

([https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18\\_000000126.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000126.html))

※医療的ケア教員講習会については、近畿厚生局ホームページにて確認ができます。

([https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu\\_ka/kenko\\_fukushi/youseisisetuitirann.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/youseisisetuitirann.html))

## **13 注意事項**

### **1 今回の研修について**

- ①受講申込書に記載いただいた情報については、申込者名簿の作成など研修事業以外の目的で使用することはありません。また、その管理については、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団個人情報保護に関する規則」等に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。提出された受講申込書については返却しませんので、予めご了承ください。
- ②本研修では、演習（シミュレータ演習）のみを行います。
- ③本研修を修了した翌日から、自施設において実地研修を受講していただきます。研修内容等の詳細については別途、お知らせします。

### **2 受講者の推薦等について**

- ①受講者は、管理者の推薦に基づき派遣されるものですので、研修派遣に関する処遇については、十分に配慮してください。
- ②受講者決定の変更は、原則として認められません。

### **3 実地研修について**

- ①自施設での実地研修は、所定の講習会を修了した指導看護師（准看護師は不可）の指導の下、実施する行為ごとに必要な回数を行い、当該指導看護師が評価します。
- ②法人内の他施設の指導看護師となる場合は、実地研修を行う際には必ず自施設の看護職員も同席し、指導看護師に対して対象者の状態等の情報連携を行うとともに、指導看護師から介護職員へ指導内容を把握するなど、資格取得後のたんの吸引等の行為の実施に備えてください。
- ④実地研修の期間は、本研修を修了した翌日から6ヶ月間、事由により延長が認められる場合は、さらに6ヶ月間、トータル12ヶ月間となります。
- ③実地研修実施途中で研修期間を経過した行為については、その回数はリセットされます。あらためて「1回目」から実施いただくことになります。

### **4 研修の終了及び認定証の発行、事業者登録について**

今回の研修及び実地研修の修了者に対しては、当方から『修了証明書』を交付しますので、必ず次の

- ①及び②の手続きを行ってください。いずれの手続きも行わずに、当該修了者にたんの吸引などの行為を行わせた場合、医療法等の違反となり、当該修了者や事業者が処罰されることがありますので、十分にご留意ください。
- ①修了証書受領後「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要がありますので、別途、県担当課に申請を行ってください。
- ②「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員などを雇用している事業者は、別途、県担当課に「登録特定行為事業者」として登録申請が必要です。

### **5 研修における欠席等について**

- ①研修当日に無断で欠席された場合は、以降の研修は受講できません。また、今後の研修申込においても、施設単位で優先順位は下がります。
- ②やむを得ない事情等により研修を欠席する場合は、研修開始時間までに当方へ連絡してください。

## 14 その他

- 申込締切り日後、2 週間以内に『受講可否通知』が届かない場合は、地域支援・研修交流課へ問合せください。
- 自家用車でのお越しの場合は、当センター西側の駐車場を使用してください。指定場所以外で駐車はご遠慮ください。車での交通事情による遅刻はやむを得ない理由に該当しません。

### 【問い合わせ先】

(社福) 兵庫県社会福祉事業団 西播磨総合リハビリテーションセンター  
研修交流センター 地域支援・研修交流課 北川・木村

〒679-5165 たつの市新宮町光都1丁目7番1号

TEL 0791-58-1050 (内線205・207)

(12/29~1/3 及び祝日除く 月~金 9時~17時)

ホームページ [http://www.hwc.or.jp/nishiharima/seminar\\_exchange/seminar/](http://www.hwc.or.jp/nishiharima/seminar_exchange/seminar/)